

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

鹿児島厚生年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

私は昭和54年4月から59年3月までの間、A社のB事業所及びC事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、両事業所で途切れることなく勤務しており、また、申立期間は、私が昭和56年4月1日付けでB事業所からC事業所へ転勤した時期である。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、及びA社における元社会保険事務担当者の供述などから、申立人が昭和54年4月1日から59年3月31日までの間、同社の両事業所に継続して勤務し（昭和56年4月1日に、B事業所からC事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和56年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立

事業所では、申立期間当時の関係資料を保管していないため、当該期間に係る保険料の納付状況は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和 56 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年 3 月 31 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 55 年 3 月まで

私が 20 歳になった当時は、親元を離れて学生であったが、私の父から私の国民年金保険料をきちんと納付していると聞いた記憶がある。納付はすべて父に任せていたので領収書等はないが、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 11 月 8 日以降に払い出され、申立人は、55 年 4 月 25 日に国民年金に加入していることが市の国民年金被保険者名簿により確認でき、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間のすべての期間は大学生であったと述べていることから、国民年金の任意加入被保険者であり、国民年金保険料をさかのぼって納付することができなかったものと推認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年10月まで

私は、会社を退職して帰郷した際に転入届と同時に国民年金の加入手続を役場で行った。その後も、転居先で非常勤職員として勤務しながら国民年金保険料を納付書により納付していたことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間直前までA県B郡C町（現在は、D市）に居住していた間は、国民年金保険料を納付していたことが確認できることから、44年1月に転居した同県E市（現在は、F市）の国民年金被保険者名簿では、申立期間は未納となっているほか、44年8月に転居した同県G郡H町（現在は、I市）においては、申立人の国民年金への加入記録は見当たらない。

また、特殊台帳の昭和43年度備考欄に「1～3 750」、44年度欄に「4～3 3000」及び欄外に「不在 45」との記載が確認できることから、45年度に社会保険事務所（当時）が、申立人に対して申立期間を含む昭和44年1月から45年3月までの国民年金保険料の納付書をE市の住所に送付したものの、申立人は、既に転居した後で不在であったものと推認でき（E市の国民年金被保険者名簿の備考欄にも「不在者」の記載）、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から50年3月まで

私が20歳になった際、私の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、市役所で納付してくれたはずである。その父は既に死亡し、当時の納付状況を確認することができないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金被保険者資格取得者（任意）から判断して、昭和51年3月12日以降に払い出されたものと考えられるところ、市の国民年金被保険者名簿の資格得喪欄に「得喪年月日 41.*.*」、「処理年月日 51.3.13」の記載が確認できることから、申立人は51年3月13日に国民年金の加入手続を行い、20歳までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推認でき、当該時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、同名簿の納付記録欄にも納付印は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 652

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から50年3月まで

私は、昭和47年6月に夫の転勤に伴い転居した際、友人に勧められて、町役場（当時）で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたことを覚えている。その後、50年4月に転居した市で国民年金の加入手続きを行った際、新規加入とされたことを疑問に思ったが、前住所地の町から国民年金の加入記録が連絡されるものと思い、国民年金に加入済みであることを説明しなかった記憶があるので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月5日以降に払い出されているとともに、市の国民年金被保険者名簿により同年4月21日付けで国民年金に任意加入していることが確認でき、その時点で、申立期間は、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月5日から28年5月30日まで

私は申立期間中、A社という名称の事業所で勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立事業所の正社員として働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び事業所台帳では、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できない。

また、A社と名称が類似し、かつ、申立ての事業所所在地と同一市町村内にあった3つの適用事業所(2つのB社及びC社)がオンライン記録により確認できるものの、いずれの事業所も、申立期間においては適用事業所となっていない上、現在は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間における申立人の在籍状況、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立人は申立事業所の元事業主、元同僚等の氏名を明確に記憶していないことなどから、申立てに関する供述等を得られない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立期間における申立人の被保険者資格記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 27 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所で正社員として勤めていたことは間違いなく、申立期間中も健康保険証を使った覚えがあるので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本では、A社が昭和 38 年 1 月 14 日付けで設立されていることが確認できるところ、申立人の実兄の供述などから、申立人が期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録では、申立事業所が申立期間はもとより、現在まで厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が挙げた申立事業所における申立期間当時の元代表者はその所在が不明である上、申立人が挙げた元代表者の長男及び商業登記簿謄本にある元取締役はいずれも既に死亡していることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立人は申立期間当時、健康保険証を使って掛かった二つの病院を挙げているところ、このうちの一つの病院において、申立人には、昭和 45 年 5 月 29 日から同年 7 月 2 日までの入院加療実積はあるとしながらも、この入院は、健康保険証や国民健康保険証を使っての加療ではなく、他法令による措置入院であったと回答している。

加えて、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記

録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 46 年 2 月ごろまで

私は申立期間中、A社に勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の営業担当の正社員として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する写真、複数の元同僚の供述などから、申立人が期間の特定はできないものの、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立事業所は昭和 46 年 4 月 25 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、オンライン記録では、申立人が挙げた申立期間当時の申立事業所における元上司の被保険者資格記録は、当該期間の一部となる昭和 45 年 11 月 5 日から 46 年 1 月 25 日までの 2 か月間確認できるのみであるとともに、申立人が挙げた元同僚 4 人のうちの 1 人については被保険者資格記録が確認できない上、ほかの 3 人、及び別の複数の元同僚から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記

録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 1 日から 44 年 1 月までのうちの約 12 か月

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立事業所の正社員として勤務しており、また、一緒に働いていた申立期間当時の元同僚には厚生年金保険の加入記録があるとのことだったので、私も加入していると思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社では、保管している昭和 38 年 10 月から 44 年 9 月までの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書を確認したが、申立人の氏名は無いと回答している上、これらの資料以外に申立期間当時の関係書類を保管していないため、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、申立人が挙げる元同僚を含む、申立期間当時の申立事業所における元同僚 7 人から聴取したものの、その全員が申立人の氏名を覚えていないなど、申立てに関する供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録では、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。